

< 留意事項等 >

- ▼本講習は、最新の情報を提供するために内容の見直しを毎年図っており、今年度は、4分野について講習を行うこととしておりますが、本講習は、地域保安指導事業の講師の養成だけでなく、各販売事業者による社内教育を行う講師にも活用できる内容ともなっており、当該4分野を横断的に受講していただくことや過去に受講された方を含め、各都道府県LPガス協会における地域保安指導事業の実施如何に拘わらず、多くの方に受講していただくことは、保安水準の向上に役立つものと考えております。
- ▼受講申込をされるにあたっては、受講を希望する方の保有する保安専門技術、日程等に合わせ、4分野の講習から必要とするものを選んでください。各分野とも1日で5時間の講習カリキュラムです。
- ▼保安専門技術者養成講習を修了されてから5年以上経過された方が地域保安指導事業で実施する講習会の講師等をされる場合には、改めて本講習を受講していただくようお願いします。(*)
- ▼講習開催地は、スケジュール策定時において決定します。
- ▼この講習に係る受講料、教材費は無償ですが、受講に伴い発生する旅費等は、受講者側のご負担になります。

*：保安専門技術者証の交付【有効期限の設定（5年間）】

- ・保安専門技術者養成講習を修了した者に対し交付する「保安専門技術者証」は、当該講習修了者が受講したテーマでLPガス販売事業者等に講習を行う期間を受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内とする。ただし、平成26年度以前に保安専門技術者証の交付を受けている者の有効期限については、経過措置として次の表によるものとする。
- ・保安専門技術者証をカード方式からWebサイトからの発行に切替え（平成26年度まで、プラスチックカードを発行）

平成26年度以前の保安専門技術者証の有効期限（経過措置）

取得年度	有効期限	備 考
平成26年度	平成32年3月31日まで	5年
平成25年度	平成31年3月31日まで	5年、現行と同じカリキュラムに見直し
平成24年度以前	平成28年3月31日まで	

< 受講の条件 >

- ▼地域のLPガス販売事業者の指導者となるべき者として相応しい知見、経験等を有している方。
(例えば、販売店等において保安業務の実務を経験し、当該業務を管理する職にあること。)
- ▼経済産業省が地域保安指導事業で実施する各地域のLPガス販売事業者等向けの講習会の講師となる得る方（受講申し込みの際に、当該講習の要請があった場合に講師となる旨の約束をしていただける方）
- ▼各都道府県LPガス協会等が主催するLPガス販売事業者向けの保安講習会等の講師となり得る方

*：今年度の委託事業の仕様書において本講習の目的が地域のLPガス販売事業者の指導者となるべき者の養成であると明示され、保安専門技術者養成講習を受講された方については、当該講習修了後、各都道府県LPガス協会等が主催するLPガス販売事業者向けの保安講習会等の講師となり得る方が求められています。(ただし、当該講習を実施する都道府県LPガス協会からの講師の要請は、全ての講習修了者（保安専門技術者）に対してなされるものではありません。)